### 1 登録更新の手続き

次の書類に必要事項を記入・押印のうえ、登録有効期間満了日の遅くとも2週間前までに提出してください(補正指示等により手続きに時間がかかる場合がありますので、早めに申請していただきますよう御協力をお願いします)。

#### (1) 提出書類(申請部数:1部)

- ① 屋外広告業登録申請書(様式第2号)
- ② 誓約書(様式第3号)
- ③ 登記(履歴)事項証明書 ⇒ ※法人の場合のみ・原本に限る
- ④ 申請者の略歴書 (様式第4号) ⇒ ※法人の場合はその役員
- ⑤ 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ⇒ ※個人の場合のみ・原本に限る
- ⑥ 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ⇒ ※原本に限る
- ⑦ 業務主任者の資格保有者であることを証する書面の写し
  - ⇒ ※鳥取県屋外広告物条例第10条の11第1項参照
- ※ 上記の各種様式は、住まいまちづくり課ホームページに掲載していますので、御利用ください。⇒ http://www.pref.tottori.lg.jp/67824.htm

#### (2)登録更新手数料

10,000円

※ 同額の鳥取県収入証紙を購入し、登録申請書の所定の欄に貼付してください。 なお、県外等で鳥取県収入証紙の購入が困難な場合は、未貼付のまま申請してください。 が。折り返し納付書をお送りします(納入確認に10日程度必要になります)。

#### (3) 提出方法

提出書類に必要事項を記入・押印の上、持参又は郵送により提出してください。

# 2 登録事項の変更手続き

登録事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に届出を提出しなければなりません。

## 3 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

電 話:0857-26-7363 ファクシシリ:0857-26-8113

メール: sumaimachizukuri@pref.tottori.jp